

「はあと・フレンズ・ギフトカード管理・運營業務」委託仕様書

1 名称

「はあと・フレンズ・ギフトカード管理・運營業務」

2 履行期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

3 業務概要

(1) 目的

市内の障害者就労施設で生産される授産製品及びサービスを購入できる「はあと・フレンズ・ギフトカード」(以下「ギフトカード」という。)方式(※)を通じて、授産製品等の認知度を高め、販路拡大を促進することにより、障害者就労施設で就労する障害者の工賃向上を図る。

※ ギフトカード方式とは、京都市が主催するイベントや事業等において、記念品や謝礼等として配布する物品として、「ギフトカード」を配布し、ギフトカード受領者が、「はあと・フレンズ・ストア」を中心に、市内の利用可能な障害者就労施設等で授産製品と交換する方式(ギフトカードの流れは別紙1参照)。

(2) 定義

ア 障害者就労施設(以下「福祉施設」という。)

市内にある障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービスを提供する就労継続支援事業所等

イ 授産製品

障害のある人が福祉施設で製作した製品

※ 京都では、「ほっとはあと製品」と呼んでいる。

(3) 委託業務の概要

ア ギフトカードの概要

| | |
|------|--|
| 名称 | はあと・フレンズ・ギフトカード |
| 額面金額 | 100円 |
| 発行者 | 京都市 |
| 有効期間 | 発行日から6箇月以内 |
| 購入者 | 京都市 |
| 取扱施設 | 別に定める要領により、京都市に「取扱事業所登録申込書」を提出した市内の福祉施設等及び「はあと・フレンズ・ストア」 ※「取扱施設一覧」(別紙2参照) |
| 利用対象 | 上記の取扱施設(以下「取扱施設」という。)で販売する授産製品の購入及び飲食サービス |

○ギフトカード取扱いに関する留意事項

- ・取扱施設でのみ利用できる。
 - ※ 施設は変更することがある。
- ・購入後の返品はできない。
- ・現金との併用はできる。
- ・必ず額面以上で使用する（額面以下は使用不可）。
- ・現金との引換えはできない。
- ・ミシン線を切り取ると無効となる。
- ・盗難、紛失、滅失等に対して発行者（京都市）はその責任を負わない。
- ・取扱施設で利用できない商品がある。

イ 業務内容

(ア) ギフトカード等の管理

- ・ギフトカード、利用の手引き及び専用封筒（以下「ギフトカード等」という。）を保管すること。
- ・特に、ギフトカードについては、十分なセキュリティー対策を講じ、厳重に管理すること。
- ・ギフトカード等は、予め京都市が作成したもの（平成30年度作成枚数：2万枚）を提供（枚数等は、提供時に京都市から通知）することとし、購入の依頼に対応すること。
- ・ギフトカード等に不足が生じる場合は、後記仕様に基づくギフトカードの追加作成を行うこと。作成費は、受託事業者が支払うこと。
- ・作成枚数及び部数については、事前に京都市と協議すること。

【参考】

平成29年度は約11,000枚を販売。

(イ) ギフトカード等の形態

- ・ギフトカード
 - 寸法 横160mm×縦76mm（ミシン目 左から35mm地点）
 - 印刷 両面印刷 表面カラー，裏面2色刷り
 - 発行番号 6桁連番，裏面2箇所
- ・ご利用の手引き（取扱施設，取扱方法等を記載）
 - 寸法 A3（A4の三つ折状に折り入り）
 - 印刷 両面印刷 両面カラー
- ・専用封筒
 - 寸法 長3横開き
 - 印刷 白色（ロゴのワンポイント付き）

(ウ) 取扱施設の拡大

- ・ギフトカード利用者の利便性の向上を図るため、取扱施設となる市内の福祉施設を広く募集し、登録を募ること。
 - ※ 取扱施設数：40箇所（平成30年4月1日現在）
- ・募集に当たっては、説明会の開催等によりギフトカード取扱い方法の周知を行うこと。

(エ) ギフトカードの販売

- ・京都市（区役所，交通局，教育委員会等）から電話等により購入の依頼があった場合，カード裏面に利用期限をナンバーリング等により記載し，発注部署へ持参又は郵送すること。
- ・ギフトカードは，裏面に印字されている番号の小さいものから使用すること。
- ・契約期間最終日時点の未使用のギフトカードの販売代金は，全て京都市に返納すること。

(オ) ギフトカードの換金手続き

- ・換金手続きに関する規定を別途定める等により，取扱施設からの換金請求に対して，円滑に換金の手続きを行うこと。
- ・取扱施設から換金請求があった場合は，その属する月の翌月末までに換金を行うこと。
- ・ただし，上記にかかわらず，当該年度中に使用されたギフトカードは，可能な限り当該年度中に換金を行うこと。
- ・換金業務を完了するまでギフトカードの販売代金等を適切に管理すること。

(カ) 有効期間切れ及び未発行のギフトカードの取扱い

- ・有効期限切れになったギフトカードの販売代金は，四半期毎に京都市に納入すること。
- ・契約期間満了時における未発行のギフトカードは，直ちに京都市に返却すること。
- ・上記の納入及び返却方法については，別途，京都市が指示する。
- ・取扱施設毎に換金内容を記録し保存すること（換金記録簿）。
- ・換金記録簿及び取扱施設から提出されたギフトカードの半券は，年度下半期の集計を行った後，速やかに京都市に提出すること（年間報告については，下記エに記載）。
- ・ギフトカードの半券と換金記録簿で枚数の相違があった場合，原因究明を行い，責任を持って対応すること。

(キ) データの作成及び管理

- ・前記（カ）に記載の換金記録簿とは別に，発行状況（発行日，有効期限等），換金状況（換金済カード枚数，カード番号等）等，本事業の管理・運営に係るデータを作成すること。
- ・収集したデータは適切に管理し，齟齬が生じないようにすること。
- ・毎月末時点におけるギフトカード保有枚数，発行枚数及び換金率の集計を京都市に報告すること

(ク) 取扱施設の点検

- ・京都市が別途，取扱施設と締結したギフトカードに係る覚書内容及び取扱要領に基づき，適切な運用を行っているか，取扱施設に対し，適宜点検を行うこと。
- ・覚書内容に反している取扱施設が確認できた場合は，直ちに京都市に報告すること。

(ケ) その他

- ・上記に掲げる他，管理・運営に必要な業務を行うこと。

ウ 「はあと・フレンズ・ストア」におけるギフトカードの取扱い

本ストアにおいて，ギフトカードを使った商品の購入があった場合は，取扱施設と同様，取扱要領に準拠した取扱を行うこと。

エ 実績報告書の提出等

履行期間終了後，1箇月以内の実績報告書（様式自由）を京都市に提出すること。

実績報告書には，ギフトカードの発行実績（発行枚数，換金枚数等）及び発行実績を踏まえた今後の利便性の向上等の実績分析結果を記載すること。

4 再委託について

原則として，本業務の全部又は一部を第三者に再委託し又は請け負わせてはならない。ただし，再委託が必要な場合は，予め京都市と協議を行い，承認を得た場合は，この限りではない。

5 その他

本仕様書に定めのない事項は，京都市と協議して決める。

取扱施設一覧表

(平成30年4月1日現在)

| 取扱施設一覧 | 所在地 |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| FSTモニター／喫茶きらきら | 京都市北区紫野花ノ坊町11京都ライトハウス内 |
| さくさく工房(京都市紫野障害者授産所) | 京都市北区紫野雲林院町44番地1 京都市北合同福祉センター1階 |
| YOUYOU館 | 京都市北区小山下初音町14-4 |
| スウィング | 京都市北区上賀茂南大路町19番地 |
| 西陣工房 | 京都市北区大將軍川端町3番地 |
| ワークショップ北山 | 京都市北区上賀茂池端町53-4 |
| サリュ | 京都市上京区主税町1172 |
| 喫茶ほっとはあと府庁店 | 京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町 京都府庁職員福利厚生センター1階 |
| 京都府庁ハートショップ | 京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町 京都府庁1号館1階廊下南端 |
| Cafeはなみずき(花水木) | 京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内 |
| Partage. 七彩(七彩の風) | 京都市左京区一乗寺弘殿町11 |
| 修光学園 | 京都市左京区修学院山添町8-2 |
| テnderハウス | 京都市左京区新柳馬場仁王門下る菊鉢町316 |
| いきいき・いわくら | 京都市左京区岩倉上蔵町60 |
| HOLYLAND | 京都市左京区山端滝ヶ鼻町3 |
| 茶山 sweets Halle | 京都市左京区田中北春菜町14-1 |
| Cafe&Gallery atelier tomo(アトリエとも) | 京都市中京区蛸薬師通烏丸東入一蓮社町306 |
| カフェ リ・ブラン(リ・ブラン京都中京) | 京都市中京区三条通油小路東入ル塩屋町36 |
| 喫茶ほっとはあと御池店 | 京都市中京区西ノ京東中合町48 |
| ふれあいサロン 喫茶びあ | 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都1階 |
| ハートプラザKYOTO三条 | 京都市中京区三条通寺町東入石橋町14-4 |
| はあと・フレンズ・ストア | 京都市中京区新京極通四条上ル中之町565-15 |
| 浅川亭 | 京都市東山区一橋宮ノ内町2-21 |
| なづな学園 | 京都市東山区渋谷通大和大路東入2丁目上新シ町372 |
| カフェなづな(なづな学園) | 京都市東山区渋谷通大和大路東入2丁目上新シ町 修道洛東園地域交流センター |
| Cafe&ZAKKA ソラド(工房ソラ) | 京都市東山区松原町291 |
| こめキッチン ソラどら(工房ソラ) | 京都市東山区清閑寺山ノ内町28-3 |
| 山科工房 | 京都市山科区四ノ宮熊ヶ谷市有地 |
| 京都市山科障害者授産所 | 京都市山科区竹鼻四丁野町34-1 |
| カフェ ジョイント・ほっと(ジョイント・ほっと) | 京都市下京区寺町通仏光寺下る恵美須之町534 |
| 喫茶びあ ひと・まち | 京都市下京区西木屋町通上ノ口上ル梅湊町83-1 |
| 西寺育成苑 | 京都市南区唐橋平垣町64-3 |
| ハートプラザKYOTOぶらり嵐山 | 京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町18-1 |
| カフェきゃんぱす(京都ふれあい工房) | 京都市伏見区京町6丁目61 |
| ふしみパン工房くーぺ(京都いたはし学園) | 京都市伏見区西大黒町1035-23 |
| Cafeこぱん(京都いたはし学園) | 京都市伏見区鷹匠町39-2伏見区総合庁舎1F |
| Peace-full-Link | 京都市伏見区竹田内畑町269-2 |
| アトリエやっほう!!(京都市ふしみ学園) | 京都市伏見区紙子屋町544番地 京都市伏見社会福祉総合センター3F |
| ふかふか家(京都ふれあい工房) | 京都市伏見区深草直違橋2-435-3 |
| CAFE&SHOPふらっと(京都市だいが学園) | 京都市伏見区醍醐辰巳町7-1 |